

第一百三十六回
國會

參議院農林水產委員會會議錄第七号

平成八年四月二十三日(火曜日)

午後零時十二分開會

出席者は左のとおり。

理事長委員會

○林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○木材の安定供給の確保に関する特別措置法案

産活動の停滞、森林整備水準の低下等が懸念され
ていることから、林業の健全な発展を図っていく
ため、地域の林業を担うべき者を育成することが
急務となつております。

このような状況を踏まえて、林業経営基盤の強
化を促進するため、林業改善資金助成法及び林業
等振興金融適暫定措置法について所要の改正を
行うこととし、この法律案を提出した次第であり
ます。

門導入資金について、それぞれ償還期限の延長等を行ふとともに、認定を受けた林業経営改善計画に従つて林業経営の規模を拡大した場合に、課税の特例措置を講ずることとしております。

続きまして、林業労働力の確保の促進に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が林国業は、国民生活に不可欠な林産物の供給を初めとして、森林の有する国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の発揮の増進など国民経済の発展と国民生活の向上に大きな役割を果たし

卷
員

井上 吉夫君
岩永 浩美君

○林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木貞敏君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、林業労働力の確保の促進に関する法律案、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案、以上三法案を一括して議

産活動の停滞、森林整備水準の低下等が懸念され
ていることから、林業の健全な発展を図っていく
ため、地域の林業を担うべき者を育成することが
急務となっております。

このような状況を踏まえて、林業経営基盤の強
化を促進するため、林業改善資金助成法及び林業
等振興資金融通暫定措置法について所要の改正を
行うこととし、この法律案を提出した次第であり
ます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

第一に、林業改善資金助成法の改正であります。
林業経営の改善を促進するため、林業改善資金
の新たな貸付金の種類として、新林業部門導入資
金を創設することとしております。

門導入資金について、それぞれ償還期限の延長等を行ふとともに、認定を受けた林業経営改善計画に従つて林業経営の規模を拡大した場合に、課税の特例措置を講ずることとしております。

統きまして、林業労働力の確保の促進に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給を初めとして、森林の有する国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の發揮の増進など国民経済の発展と国民生活の向上に大きな役割を果たしております。

一方、近年の我が国林業を取り巻く環境は、国産材価格の低迷、山村地域の過疎化、高齢化の進行等により一段と厳しいものとなつており、林業労働者が減少するとともに、森林組合、素材生産業者等の森林施業を担う事業主の経営が脆弱化していることから、林業の健全な発展を図っていくため、林業労働力の確保が急務となつております。

○國務大臣(大原一三君) 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正す

林施業の方針及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金とするとしております。

このような状況を踏まえて、林業労働力の確保の促進を図るため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の

を御説明申し上げます。

同法の題名を林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に改め、都道府県の基本構想において育成すべき林業經營の目標等を明確にするとともに、林業を営む者がこの

円滑化のための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

給を初めとして、森林の有する国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の發揮の増進など国民経

道府県知事が認定することとしております。
この林業経営改善計画の認定を受けた者を、地域の林業を担うべき者として法的に位置づけるとともに、当該林業者に対する支援措置について、

産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向等を明らかにする基本方針を作成することとし、都道府県知事は、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する方針等を明らかにする基本計画を策定することがであります。

一方、近年の我が國林業を取り巻く環境は、国産材価格の低迷、伐出経費等の経営コストの増大

第八部 農林水產委員會會議錄第七號

り組む事業主の計画に対する認定制度であります。事業主は、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることがあります。都道府県知事は、認定事業主に対し、林業改善資金の貸し付けの特例、課税の特例等の支援措置を講ずることとしております。

第三に、林業労働力確保支援センターの指定であります。都道府県知事は、認定事業主の委託に基づく林業労働者の募集、新たに林業に就業しようとする者等に対する林業就業促進資金の貸し付け等林業労働力の確保のための支援業務を適正かつ確実に行うことができるとの認められる公益法人を、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センターとして指定することができます。

第四に、雇用管理者の選任等であります。事業主は、事業所ごとに雇用に関する事項を管理する雇用管理者を選任するよう努めるとともに、雇い入れ時に、林業労働者に対し雇用に関する文書を交付するように努めることとしております。

最後に、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

我が国木材産業をめぐる情勢は、製品輸入の増大、木材価格の低迷等により一段と厳しいものとなつておあり、大規模化によるコストの低減を図ることが急務となつております。

しかしながら、一般に森林所有者等からの木材の供給は小規模かつ分散的であり、木材製造業の事業規模の拡大を図るには、木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保する必要があります。

また、地域によっては、戦後植林された人工林が充実期を迎えており、その森林資源を木材として適切に供給することができるようにしていくことが重要であります。

このような状況を踏まえて、森林所有者等から木材製造業者等への木材の安定供給を確保し、もつて林業及び木材製造業等の一体化的な発展に資するため、森林資源の状況から見て林業的利用の

合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るために特別の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事による指定地域の指定であります。都道府県知事は、その地域における森林の林地その他の森林資源の状況から見て林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること等の要件に該当する地域を、指定地域として指定することができます。

第二に、木材製造業者等と森林所有者等とが共同して作成する事業計画に対する認定制度であります。指定地域内に事業所を有する木材製造業者等と当該指定地域内の森林の森林所有者等は、共に

四月二十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

一、林業労働力の確保の促進に関する法律案

一、木材の安定供給の確保に関する特別措置法

（通暫定措置法の一部を改正する法律）

一、生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

一、林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

一、林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

（林業改善資金助成法の一部改正）

第一条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「方式」の下に「導入し、新たな林業部門の經營を開始し、」を、「林業生産高度化資金」の下に「新林業部門導入資金」を加える。

内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願ひ申し上げます。

○委員長(鈴木貞敏君) 以上で三案の趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

第三条第一項、第四条及び第五条第一項中「林業生産高度化資金」の下に「新林業部門導入資金」を加える。

第八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 新林業部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る新林業部門導入資金をもつて森林施設の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

（林業等振興資金金融通暫定措置法の一部改正）

第一条 林業等振興資金金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法

第一条中「林業経営の改善」を「育成すべき林業経営の経営基盤の強化」に改める。

第二条第一項中「林業経営の改善」を「林業経営基盤の強化」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（基本構想）

第二条の二 都道府県知事は、基本方針に即し、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想(以下「基本構想」という。)を定めることができる。

4 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこ

れを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三条第一項中「林業を」を「前条第四項の規

定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を」に改め、「当該林業経営者等十画の付或二十画の森林地主等者十

「改善面の対象とする森林の所在地を管轄する」を削り、同条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「林業経営を改善するためこ

を「前号の目標を達成するため」に改め、同号を

二 林業經營の規模の拡大、生産方式の合理化

化等の林業経営の改善に関する目標

「二号の措置が基本方針に即した」を「が基本構想に照らし適切な」に改め、同項第三号中「若しくは

は第二項又は第六条第一項第一号を、第二項若しくは第三項、第六条第一項第一号又は第九

第四条第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に、「第二条の二第四項の規定による基本

構想を公表した場合には」を加え、同条第四項

本方針に即した」を「が基本構想に照らし適切な」に改める。

第五条第一項及び第二項中「同条第二項第一号」を「同条第二項第三号」に改め、同条第三項

中「前二項」を「前三項」に、「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業經營基盤の強化等の促進

「及び第一項」を「から第三項まで」に改め、同項

を同策第四項とし、同策第一項の次に次の二項を加える。

農林水産省令で定め化に寄与するものとして農林水産省令で定め受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置（森林（森林とする土地を含む。）の取得についての措置であつて林地保有の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定め

施行期日

附
則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(林業等振興資金金融通販暫定措置法の一改正)

卷之三

第八部 農林水産委員会會議録第七号 平成八年四月二十三日

を雇用して森林施業を行う者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第1百四十九号)第二条第一項に規定する森林所有者をいう。)の組織する団体

二 造林業、育苗業又は素材生産業を営む者

三 前号に掲げる者の組織する団体

四 前三号に掲げる者はか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

第二章 基本方針及び基本計画

(基本方針)

第三条 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

二 林業労働力の確保の促進に関する方針

三 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

四 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

五 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

二 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

三 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

四 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣及び労働大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣あつては政審議会の意見を、労働大臣あつては中央職業安定審議会の意見を、それぞれ聽かなければならない。

5 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、選挙なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第四条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 林業労働力の確保の促進に関する方針

三 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

四 改善措置の実施時期

五 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとするとする場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確實に達成するために適切なものであること。

三 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとするとする場合においては、前項第五号に掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

五 第二十六条で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

六 第二十六条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

七 第二十六条第一項の認定を受けた者は、当該計画に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

八 第二十六条第一項の認定を受けた者は、当該計画に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

九 第二十六条第一項の認定を受けた者は、当該計画に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

十 第二十六条第一項の認定を受けた者は、当該計画に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

十一 第二十六条第一項の認定を受けた者は、当該計画に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

十二 第二十六条第一項の認定を受けた者は、当該計画に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

十三 第二十六条第一項の認定を受けた者は、当該計画に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

二 改善措置の内容

三 改善措置の実施時期

四 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとするとする場合において、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

六 前項の資金の一認定事業主との限度額は、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

七 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

八 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

九 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十一 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十二 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十三 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十四 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十五 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十六 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十七 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十八 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

十九 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

二十 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

二十一 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

二十二 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

二十三 前項の資金の一認定事業主との限度額は、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

<p>第一條第三項中「必要な資金」の下に「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第百五十三号)」を加える。</p> <p>(農林水産省設置法の一改正)</p> <p>第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第七百七号の次に次の二号を加える。</p> <p>法律(平成八年法律第二百七号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。</p> <p>(労働省設置法の一部改正)</p> <p>第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第四十三号の七の次に次の二号を加える。</p> <p>四十三の八 林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定に関すること。</p> <p>第四条第五十一号中「及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)」を「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)」に改める。</p> <p>第五条第五十三号の五の次に次の二号を加える。</p> <p>五十三条の六 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて、基本方針を策定すること。</p> <p>第十一条第一項中「及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び林業労働力の確保の促進に関する法律」に改める。</p>	<p>木材の安定供給の確保に関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条～第三条)</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画(第四条～第十六条)</p> <p>第三章 木材安定供給確保支援法人(第十七条～第二十一条)</p> <p>第四章 罰則(第二十七条～第二十九条)</p> <p>附則</p>
<p>第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林业的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林业及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。</p> <p>(指定地域)</p> <p>第二条 都道府県知事は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第一項の規定により定められた森林計画区を勘案して、次に掲げる要件に該当する地域を指定地域として指定することができる。</p> <p>一 その地域における森林(森林法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。)の林齢</p> <p>二 その地域における木材の生産及び流通の状況からみて、その地域において木材の安定的な取引関係の確立(これと併せて実施する乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るために施設(以下「木材生産流通改善施設」という。)の整備を含む。)を図る事業(以下「木材安定供給確保事業」という。)が行われることにより、素材生産の安定が図られると認められること。</p>	<p>第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林业的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林业及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。</p> <p>(指定地域)</p> <p>第二条 都道府県知事は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第一項の規定により定められた森林計画区を勘案して、次に掲げる要件に該当する地域を指定地域として指定することができる。</p> <p>一 その地域における森林(森林法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。)の林齢</p> <p>二 その地域における木材の生産及び流通の状況からみて、その地域において木材の安定的な取引関係の確立(これと併せて実施する乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るために施設(以下「木材生産流通改善施設」という。)の整備を含む。)を図る事業(以下「木材安定供給確保事業」という。)が行われることにより、素材生産の安定が図られると認められること。</p>
<p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。</p> <p>第二章 木材安定供給確保事業に関する計画</p> <p>(事業計画)</p> <p>第三条 都道府県知事は、森林資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した指定地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。</p> <p>第三条 都道府県知事は、森林資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した指定地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。</p> <p>第三条 都道府県知事は、森林資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した指定地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。</p>	<p>第三条 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p> <p>二 木材安定供給確保事業(促進措置を含む。以下同じ。)の内容に関する次に掲げる事項及び実施時期</p> <p>口 伐採する森林の所在場所、保安林(森林法第二十五条の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採節その他</p> <p>ハ 木材生産流通改善施設を整備しようとする場合においては、当該施設の種類及び規</p>
<p>イ 取引関係に関する事項</p> <p>二 促進措置に関する計画を含める場合にあっては、当該促進措置の内容(ハに掲げたる事項を除く。)</p> <p>三 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林(同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十二条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三一年法律第二百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。)において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二(第一項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配</p> <p>置及び構造</p> <p>都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>三 前号に掲げる者の組織する団体</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を</p>	

が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適切であると認められること。

三 前項第二号から第四号までに掲げる事項が
同項第一号に掲げる目標を確実に達成するた

四 地域森林計画の対象となつてゐる民有林に
めに適切なものであること。

定事業者」という。が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

四 地域森林計画の対象となっている民有林において木材生産流通改善施設を整備するため、開発行為をしようとする場合にあっては、森林法第十条の二第一項各号のいずれにも該当しないと認められること。

五 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る

伐採について、当該保安林に係る指定施業要件（森林法第三十三條第一項に規定する指定施業要件をいう。）及び伐採の限度に関する政令で定める基準に適合すると認められること。

2 第四条第五項の規定は、都道府県知事が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければ認めることとする。

第八条 認定事業者が認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するにあつては、市町村行

都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る認定を受けた者であるときは、農林水

(保安林における伐採の許可の特例)
第九条 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて立木を伐採する場合には、

第五条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更しようとするときは、

第十一条 森林法第十一條第五項(同法第十八条の
三第一項の規定により競争権にて適用される場合)

業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者(当該認定を受けた者に係る同条第一項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業計画」とい

三第一項の規定によると、認定の者として適用される場合を含む。第三項において同じ)又は同法第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者(同法第十八条の規定に基づき、数人共同して、同法第十一條第五項の認定を受けたもの)を含む。以下「認定森林所有者」という)が、立木の伐採に關し、当該認定に係る森林施業計畫(その変

三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する同法第十一項の規定又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項(同法第十八条の二第二項)において準用する同法第十一項第五項又は同法第十八条の二第二項の規定による認定があったときは、その変後のものの内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣。第三項において同じ。)に当該森林施業計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中「前」一項とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第二号)第十一条第一項」と読み替えて、同項(同法第十八条の三第二項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定を適用する。

3 都道府県知事は、認定森林所有者が第一項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十二条第五項又は第十八条の二第二項の認定を取り消すことができる。

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十三条 森林組合は、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、組合員のための事業計画の作成の事業を行うことができる。
2 森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めることにより、第四条第一項又は第五条第一

の規定による事業を利用させることができる。

第十二条 森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林所有者である森林と一緒にとして伐採及び木材の搬出を行うこと必要であると認められる森林(当該森林組合の地区内にあるものに限る。)に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九条第二項第三号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)を利用させることができる。

2 森林組合連合会は、森林組合法第一百一条第七項ただし書の規定にかかわらず、所属員(同条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下この項において同じ。)のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である所属員がその森林所有者として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林(当該森林組合連合会の地区内にあるものに限る。)に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第一百一条第一項第五号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)を利用させることができる。

(国有林野事業における配慮)

第十三条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

(資金の確保)

第十四条 国及び都道府県は、認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

